

2017年1月26日

一般社団法人 日本損害保険協会

「保険業法施行規則」および「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見

該当箇所	意見
<p>【保険業法施行規則】</p> <p>○次の別紙様式の「記載上の注意」</p> <ul style="list-style-type: none">・第6号、第6号の2、3・第7号、第7号の2、3・第8号、第8号の2、3、4、5、6・第11号、第11号の2・第12号、第12号の2・第14号・第15号、第15号の2、3・第16号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、17、18、19、20、21、24、25、26、27・第28号	<p>現行の改正（案）に基づくと、例えば事業報告書に「会社役員の状況」を記載する場合に、保険会社または保険持株会社が提出する申請書等の提出を要しない役員（以下、社外取締役等）に関しては、婚姻前の氏名のみを記載することができないように思われる。</p> <p>社外取締役等が対外使用している婚姻前の氏名の記載を希望することは、代表取締役、会社の常務に従事する取締役または監査役と同様に発生し得ることから、社外取締役等も別紙様式集各様式の氏名記載欄に婚姻前の氏名のみを記載できるような手当をお願いしたい。</p>

以上